

森林・山村多面的機能発揮対策（交付金）実施要領の運用について

制定 平成26年5月8日 6京モ多面第10号
森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
公益社団法人京都モデルフォレスト協会通知
最終改正 平成28年4月1日 8京モ多面第3号

1 基本的事項（趣旨）

森林・山村多面的機能発揮対策事業は、森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための森林の保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援するものである。

この支援のための国の交付金については、用途や会計経理の厳格な取扱が求められるため、林野庁が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」（以下「実施要領」という。）に加えて京都府の森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）として必要な事項についてこの運用で定める。

2 個別事項

第1 活動組織について

- 1 活動組織には会計責任者を置き、代表者が会計責任者を兼ねてはならない。
- 2 活動組織は、この事業の会計経理について、単独の者の判断で金銭の出納が行われないような体制をとること。

第2 交付金について

- 1 交付金の対象となる経費は、採択申請に対して地域協議会より「実施要領」（別紙3）第5の4（2）の採択通知があった後の活動が対象となる。ただし、事業上の必要性から「実施要領」（別紙3）第5の7に基づき事前着手届を地域協議会に提出し受理された場合はその届出書に記載の日から。
- 2 採択内容に変更が生じた場合で、「実施要領」（別紙3）第5の6に基づく地域協議会長の承認等必要な手続を行っていない場合には、手続以前に行われた活動は交付金の対象としない。

第3 交付金の使途について

- 1 交付金の対象となる作業日当の上限額について
1日 7,000円/人（交通費・宿泊費を含む）
- 2 活動を行うにあたり、活動組織外部より講師や専門家を招聘した場合の謝金の上限額について
1日 20,000円/人（交通費・宿泊費を含む）

3 委託事業について

専門家等に委託しなければ実施できない危険な作業等は委託により実施することは可能であるが、その場合、発注に当たっては、業務内容を書面で取り交わし、業務完了時には完了報告書（業務内容、作業日誌、業務写真等）を徴収し、交付金事業実施状況報告の際に地域協議会に提出しなければならない。

第4 実施状況の確認について

- 1 実施要領（別紙3）第5の9（1）に基づき実施する実施状況の確認は、別紙様式1による「実施状況確認調書」により行うものとする。
- 2 1の現地調査において不適切な支出等が発見された場合は、交付金の返還を求めることがある。

第5 その他

1 適正な納税について

日当及び報酬の支払いに当たり必要となる源泉徴収等の取り扱いについては、必要に応じ所管税務署に確認の上、受給者に確定申告等の手続を求めるなど適正に納税するよう指導すること。

2 森林・竹林整備について

森林・竹林整備は、活動地全域に対して面的に行い、除間伐は本数率で最低一割以上行うこと。伐採後の材は、搬出または等高線上に平行になるように整理するなど、災害の原因にならないよう年度毎に後片付けを行うこと。

3 提出物について

提出物は、決められた期限までに、特に指定のない限り郵送または持参で提出すること。期限に遅れたことによるまたは提出された内容の不備により活動組織に生じる損失の責任を地域協議会では負わない。

付則 この運用は、平成26年5月8日から施行する。

付則 （平成27年4月9日付7京モ多面第1号）

この運用は、平成27年4月9日から施行する。

（平成28年4月1日付8京モ多面第3号）

この運用は、平成28年4月1日から施行する。